

所管部課		教育部 生涯学習課	部長	田口 茂夫					
件 名		東大和市体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則について			区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則							
	部課機関								
1. 要 旨									
市の組織改正により、令和7年4月1日から、学校における体育に関することを除き、スポーツに関する事務について、市長が管理し、及び執行することとなる。 そのために、教育委員会規則として制定をしている「東大和市体育施設等に関する条例施行規則」を廃止するものである。 施行日：令和7年4月1日									
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）									
（1）総務課審査済み。 （2）令和7年2月14日開催の令和7年第2回東大和市教育委員会定例会において審議済み。									
3. 留意事項（問題点等）									
市長部局の規則として、新たに「東大和市体育施設等に関する条例施行規則」を定める必要がある。									
4. 主管部処理案（検討結果等）									
庁議終了後、速やかに廃止に伴う事務を進める。									
5. 審議結果									

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。